

大船渡地方振興局長告示第4号

港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第1項の規定に基づき岩手県が管理する港湾施設の概要は、次のとおりである。

平成21年3月24日

大船渡地方振興局長 高橋 克雅

港湾名	港湾施設の種類	名称	位置	数量	能力
大船渡港	係留施設 岸壁	永浜地区-13m岸壁	大船渡市赤崎町字 大立地先	260.08メートル 取付部30.00メートル	別紙図面のとおり

備考 「別紙図面」は、省略し、その図面を岩手県県土整備部港湾課及び大船渡地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する

。